

むつ市宿泊業経営安定化支援金 【宿泊事業者向け】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び燃油価格高騰の影響を受けている、市内宿泊事業者の皆様に対し、令和4年度の固定資産税の3割相当額分の支援金を交付します。

交付対象

交付対象要件

- 1 市の区域内に存する施設を有している
- 2 令和4年4月1日以前に青森県知事から営業許可を受けている
- 3 申請日時点において、営業しており、かつ、今後も継続して営業する意思がある
- 4 申請日時点において、市税の滞納がない（滞納がある場合でも納税相談の状況により対象となる）
- 5 むつ市あんしん飲食店等認定事業所及びむつ市あんしん認証事業者である

交付額

宿泊事業に供する固定資産税額 × 30% （1,000円未満は切捨て）

申請に必要な書類

- 1 むつ市宿泊業経営安定化支援金申請書
- 2 営業許可証の写し
- 3 令和4年度むつ市固定資産税課税明細書の写し 又は 対象固定資産税額が確認できる書類
- 4 償却資産明細書の写し

申請方法 【申請期限：令和4年10月31日まで（消印有効）】

①むつ市観光戦略課窓口で申請
受付時間：8:30～17:15

②郵送で申請（10月31日の消印有効）
郵送先：〒035-8686

むつ市中央一丁目8番1号 むつ市観光戦略課

【お問合せ先】 むつ市観光戦略課 TEL：0175-22-1111（内線2642・2643）
受付時間：8:30～17:15（土・日・祝日除く）